

令和七年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例	1
職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例	1
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	6
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6
島根県手数料条例の一部を改正する条例	7
島根県収入証紙条例を廃止する条例	23
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	24
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	25
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	28
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	28
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例	29
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	30

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例 ...	30
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	31
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	31
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	40
島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	41
島根県立自然公園条例の一部を改正する条例	42
島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	44
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	45
島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	46
島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	46
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	47
島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	47
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	50
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	50

令和7年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第23号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

恩給法の改正に準じて退隠料及び増加退隠料並びに扶助料の支給停止に関する規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

第24号議案

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

子のある職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合において、任命権者が当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大すること。

(2) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

ア 任命権者は、職員から配偶者等の介護について申出があったときは、当該職員に対して仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなけれ

ばならないこと。

イ 任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならないこと。

ウ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこと。

(3) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

引用する条項の整理

(4) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

教育職員について(2)に同じ。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第25号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 昇給制度の改正

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同規則に定める事由に該当しない場合に限り行うこと。

(3) 初任給調整手当の支給月額限度額の改正

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	415,600円	416,600円

医師又は歯科医師で医療職給料表(1) の適用を受けないもの	51,100円	51,600円
----------------------------------	---------	---------

(4) 扶養手当の改正

ア 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を1人につき13,000円とすること。

イ 支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項について、人事委員会規則で定めるとする規定を追加すること。

ウ ア及びイに伴う規定の整理

(5) 地域手当の改正

級地区分及び支給割合の改正

改正前		改正後	
級地	支給割合	級地	支給割合
1級地	100分の20	1級地	100分の20
2級地	100分の16	2級地	100分の16
3級地	100分の15	3級地	100分の12
4級地	100分の12	4級地	100分の8
5級地	100分の10	5級地	100分の4
6級地	100分の6	〔削除〕	〔削除〕
7級地	100分の3	〔削除〕	〔削除〕

(6) 通勤手当の改正

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、特別急行列車等の利用について、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限るとする要件を廃止すること。

(7) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務をした場合に係る手当の支給対象時間帯の拡大及び額の見直し

改正前	改正後
-----	-----

平日午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務 1 回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

平日午後10時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、勤務 1 回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

- (8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に支給する手当の追加

再任用職員に地域手当（医療職給料表(1)の適用を受ける者に支給されるものに限る。）、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

- (9) 扶養手当の月額等の特例

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間における手当の月額は、配偶者に係る手当を3,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものに限る。）とし、子に係る手当の月額を11,500円とすること。

- (10) 地域手当の支給割合等の特例

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で同規則で定める割合とすること。

- (11) 任期付研究員の給料表及び諸手当の改正

ア 給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

イ 期末手当の支給割合の改正

ア) 令和 6 年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の162.5	100分の167.5

(イ) 令和7年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の162.5	100分の165
12月	100分の167.5	100分の165

ウ 第1号任期付研究員の管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務の拡大

(12) 特定任期付職員の給料表及び諸手当の改正

ア 給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

イ 期末手当の支給割合の改正

(ア) 令和6年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の162.5	100分の167.5

(イ) 令和7年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の162.5	100分の95
12月	100分の167.5	100分の95

ウ 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、その支給月及び支給割合を次のとおり定めること。

支給月	支給割合
6月	100分の80
12月	100分の80

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

オ 特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務の拡大

(13) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理

イ 扶養手当の改正に伴う引用する条項の整理

ウ 再任用職員に支給する手当の追加に伴う規定の整備

(14) その他規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。ただし、2の(3)、(11)のア、(11)のイのウ、(12)のア、(12)のイのウ及び(13)のアについては、公布の日から施行する。
- (2) 2の(3)、(11)のア、(12)のア及び(13)のアについては令和6年4月1日から、2の(11)のイのウ及び(12)のイのウについては同年12月1日から適用する。

第26号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、雇用保険法の失業等給付に準じている失業者の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 雇用保険法の就業促進手当に相当する失業者の退職手当の受給資格者を安定した職業に就いた者とする。
- (2) 雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当の受給要件の改正雇用機会が不足していると認められる地域に居住等する者の給付日数の延長措置を令和9年3月31日まで2年間実施すること。
- (3) その他規定の整理

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については、公布の日から施行する。

第27号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

既存の手当の額の見直し、組織改正等に伴い、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 防疫作業等従事手当の額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
^{てい} 口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	1日 370円	1日 380円 (著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合には、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

(2) 環境衛生検査業務従事手当の支給要件の改正
 支給要件から保健所に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が行う試験及び検査の業務を削ること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第28号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料

ア 輸出証明書の発行に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
輸出証明書（放射性物質検査証明書等を除く。）の発行を受けようとする者	870円

イ 適合施設の認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
適合施設の認定を受けようとする者	
ア 現地調査を行う場合	20,900円
イ アに掲げる場合以外の場合	10,400円

(2) 建築士法関係手数料

一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録に係る手数料の区分及び額の改正

改正前		改正後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一級建築士事務所	17,000円	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所	25,000円
二級建築士事務所又は木造建築士事務所	12,000円		

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の新設

ア 一戸建ての住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつて

	は、10,000円)
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	148,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	209,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)

イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る手数料の新設

- (ア) 一戸建ての住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

- (イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積	50,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

との合計（以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	148,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	209,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整理

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

ア 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の新設

ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円

住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	268,000円
----------------------------------	----------

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円

(ウ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円

(エ) 一戸建ての住宅について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
-----	-------

床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円

(オ) 一戸建ての住宅について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

(カ) 一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円
住宅部分の計画の変更に係る	193,000円

部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	268,000円

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円

(ウ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方	85,000円

メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円

(エ) 一戸建ての住宅について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

(オ) 一戸建ての住宅について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円

(カ) 一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円

ウ 国等が求める建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	268,000円

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円

(ウ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円

住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円

(エ) 一戸建ての住宅について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円

(オ) 一戸建ての住宅について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

(カ) 一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円

エ 国等が求める建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について標準計算基準を用

いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	268,000円

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円

方メートル以上のもの

- (ウ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円

- (エ) 一戸建ての住宅について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

- (オ) 一戸建ての住宅について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円

(カ) 一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円

オ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	268,000円

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方	32,000円

メートル未満のもの	
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円

(ウ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円
住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円

(エ) 一戸建ての住宅について標準計算基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
-----	-------

床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

(オ) 一戸建ての住宅について仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円

(カ) 一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円

カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）

住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）
------------------------------	---

(イ) 一戸建ての住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

キ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	208,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

(イ) 一戸建ての住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

ク 建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料の廃止

ケ 引用する条項の整理

コ その他規定の整備

(5) 教育職員免許法関係手数料

特定免許状失効者等に対する普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の再授与に係る規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、同年6月1日から施行する。

第29号議案

島根県収入証紙条例を廃止する条例

1 提案理由

県民の利便性の向上及び公金納付のデジタル化を図るため、県が徴収する使用料、手数料及び県税の納付に使用する島根県収入証紙を廃止し、これに代わる収納方法を整備することに伴い、島根県収入証紙条例を廃止し、及び関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県収入証紙条例の廃止

(2) 島根県特別会計条例の一部改正

ア 島根県証紙特別会計の対象事業の改正

イ 島根県証紙特別会計の廃止

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。ただし、2の(2)のイについては、令和13年4月1日から施行する。

第30号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

県立学校の教育職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 扶養手当の改正

ア 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を1人につき13,000円とすること。

イ 支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項について、人事委員会規則で定めるとする規定を追加すること。

ウ ア及びイに伴う規定の整理

(3) 通勤手当の改正

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、特別急行列車等の利用について、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限るとする要件を廃止すること。

(4) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務をした場合に係る手当の支給対象時間帯の拡大及び額の見直し

改正前

改正後

平日午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務 1 回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

平日午後10時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、勤務 1 回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした教育職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

- (5) 定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員（以下「再任用教育職員」という。）に支給する手当の追加

再任用教育職員に住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

- (6) 扶養手当の月額等の特例

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における手当の月額は、配偶者に係る手当を 3,000 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以下であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるものに限る。）とし、子に係る手当の月額を 11,500 円とすること。

- (7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 扶養手当の改正に伴う引用する条項の整理

イ 再任用教育職員に支給する手当の追加に伴う規定の整備

- (8) その他規定の整理

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第31号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて教職員に対して支給する給料及び諸手当について、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に

関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う子のある教職員の時間外勤務の制限について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

市町村立学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 昇給制度の改正

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして教育委員会規則で定める教職員の昇給は、勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同規則に定める事由に該当しない場合に限り行うこと。

(3) 扶養手当の改正

ア 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を1人につき13,000円とすること。

イ 支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項について、教育委員会規則で定めるとする規定を追加すること。

ウ ア及びイに伴う規定の整理

(4) 通勤手当の改正

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、特別急行列車等の利用について、教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限るとする要件を廃止すること。

(5) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務をした場合に係る手当の支給対象時間帯の拡大及び額の見直し

改正前	改正後
平日午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以	平日午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以

外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

外の時間に勤務をした場合は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額（勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした教育職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

- (6) 定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員（以下「再任用教職員」という。）に支給する手当の追加

再任用教職員に住居手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。

- (7) 扶養手当の月額等の特例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における手当の月額は、配偶者に係る手当を3,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるものに限る。）とし、子に係る手当の月額を11,500円とすること。

- (8) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 扶養手当の改正に伴う引用する条項の整理

イ 再任用教職員に支給する手当の追加に伴う規定の整備

- (9) 子のある教職員の時間外勤務の制限

子のある教職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合において、市町村教育委員会が当該教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない教職員の範囲を、3歳に満たない子のある教職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員に拡大すること。

- (10) その他規定の整理

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第32号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,607人	1,606人	1人
	事務職員及び技術職員	185人	185人	-
特別支援学校	教育職員	1,000人	1,032人	32人
	事務職員及び技術職員	80人	79人	1人
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,038人	5,011人	27人
	事務職員及び技術職員	351人	348人	3人

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方警察職員の安定的な確保及び組織運営体制の充実を図るため、地方警察職員の定員及び定員外の職員に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	73人	74人	1人
警部	149人	150人	1人

警部補及び巡査部長	847人	858人	11人
巡査	443人	450人	7人
計	1,512人	1,532人	20人

(2) 定員の外に置くことができる職員に、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員を追加すること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第34号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号の利用範囲について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

知事が個人番号を利用することができる事務にB型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務を追加することとしていた規定を削除すること。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)については、令和7年4月1日

から施行する。

第35号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報の利用に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事が本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務にB型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務を追加することとしていた規定を削除すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第36号議案

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国有財産法及び国有財産特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県一般海域占用料等徴収条例に改めること。
- (2) 法定外公共用財産のうち、里道及び水路が市町村に譲与されたことに伴い、占用料等を徴収する対象を一般海域のみとすること。
- (3) 引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第37号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を雲南市へ譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
そら山団地	雲南市

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 計画通知に係る審査手数料並びに建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合に係る審査及び検査手数料の新設
- ア 計画通知に係る審査手数料の新設

計画通知に係る審査手数料を新設し、その額は、建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の建築確認、完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る手数料の額と同額とすること。

- イ 省エネ基準への適合に関する建築確認及び完了検査の申請並びに計画通知に係る手数料の新設

㍑ 一戸建ての住宅（建築確認又は計画通知に係る審査において、省エネ基準への適合を審査するものに限る。）について建築確認又は審査を受けようとする場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円

- (イ) 共同住宅等又は住宅部分のみの増築若しくは改築をする複合建築物（いずれも建築確認又は計画通知に係る審査において、省エネ基準への適合を審査するものに限る。）について建築確認又は審査を受けようとする場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36,000円
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	57,000円
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	72,000円

- (ウ) 一戸建ての住宅について完了検査を受けようとする場合

区 分	手数料の額
一戸建ての住宅	5,000円

- (エ) 住宅部分を有する建築物について完了検査を受けようとする場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円

住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	44,000円
住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	77,000円

(オ) 非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。）を有する建築物について完了検査を受けようとする場合

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	10,000円
非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	16,000円
非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	26,000円
非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	78,000円
非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	124,000円
非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	153,000円
非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上の もの	192,000円

(カ) (エ)及び(オ)のいずれにも該当する場合
(エ)及び(オ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した

額

(2) 建築確認、完了検査及び中間検査の申請並びに計画通知に係る手数料の額の改定及び区分の改正

ア 建築主事等の建築確認等手数料の額の改定

㍑ 昇降機の設置を含まない計画について建築確認又は審査を受けようとする場合

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 5,030円	申請又は通知 1 件につき 8,600円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 9,050円	申請又は通知 1 件につき 15,600円
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 14,000円	申請又は通知 1 件につき 24,700円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 34,100円	申請又は通知 1 件につき 63,700円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 48,200円	申請又は通知 1 件につき 107,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 140,000円	申請又は通知 1 件につき 192,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 240,000円	申請又は通知 1 件につき 321,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知 1 件につき 462,000円	申請又は通知 1 件につき 567,000円

㍒ 昇降機の設置を含む計画について建築確認又は審査を受けようとする場合

区 分	改正前	改正後
昇降機を設置する場合（次に掲げる場合を除く。）	昇降機 1 基につき別の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に 9,030 円を加算した額	昇降機 1 基につき別の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に 23,400円を加算した額
建築確認又は審査を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	昇降機 1 基につき別の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に 5,030 円を加算した額	昇降機 1 基につき別の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に 14,300円を加算した額

(ウ) 建築設備を設ける場合で建築確認又は審査を受けようとするとき。

区 分	改正前	改正後
建築設備を設置する場合（次に掲げる場合を除く。）	1 の建築設備につき 9,030 円	1 の建築設備につき 23,400円
建築確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1 の建築設備につき 5,030 円	1 の建築設備につき 14,300円

(エ) 工作物を築造する場合で建築確認又は審査を受けようとするとき。

区 分	改正前	改正後
工作物を築造する場合（次に掲げる場合を除く。）	1 の工作物につき 8,050円	1 の工作物につき 17,700円
建築確認又は審査を受けた工作	1 の工作物に	1 の工作物に

物の計画の変更をして工作物を 築造する場合	つき 4,020円	つき 11,100円
--------------------------	-----------	---------------

(オ) 中間検査を受けていない建築物で昇降機の設置を含まないものについて完了検査を受けようとする場合

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 10,000円	申請又は通知 1件につき 14,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 12,000円	申請又は通知 1件につき 21,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 16,000円	申請又は通知 1件につき 32,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 36,100円	申請又は通知 1件につき 55,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 50,300円	申請又は通知 1件につき 64,000円

(カ) 中間検査を受けた建築物で昇降機の設置を含まないものについて完了検査を受けようとする場合

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 9,000円	申請又は通知 1件につき 13,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 11,000円	申請又は通知 1件につき 20,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき	申請又は通知 1件につき

内のもの	15,000円	30,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 35,000円	申請又は通知 1件につき 53,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 47,000円	申請又は通知 1件につき 61,000円

(キ) 昇降機の設置を含む建築物に係る完了検査を受けようとする場合

改正前	改正後
昇降機1基につき(カ)の区分（中間検査を受けた場合にあっては、(カ)の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額に13,000円を加算した額	昇降機1基につき(カ)の区分（中間検査を受けた場合にあっては、(カ)の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額に37,000円を加算した額

(ク) 中間検査を受けようとする場合

区 分	改正前	改正後
中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 9,030円	申請又は通知 1件につき 12,900円
中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 11,000円	申請又は通知 1件につき 19,600円
中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 15,000円	申請又は通知 1件につき 29,700円
中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 33,100円	申請又は通知 1件につき 46,600円
中間検査を行う部分の床面積の	申請又は通知	申請又は通知

合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 45,300円	1 件につき 47,600円
------------------------------------	-------------------	-------------------

(ケ) 建築設備について完了検査を受けようとする場合

改 正 前		改 正 後	
1 の建築設備につき	13,000円	1 の建築設備につき	37,000円

(ク) 工作物について完了検査を受けようとする場合

改 正 前		改 正 後	
1 の工作物につき	9,050円	1 の工作物につき	30,000円

イ 建築主事等の建築確認等手数料の区分及び額の改正

(ア) 昇降機の設置を含まない計画について建築確認又は審査を受けようとする場合

改 正 前		改 正 後	
区 分	手数料の額	区 分	手数料の額
床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 19,000円	床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 26,900円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 35,500円

(イ) 中間検査を受けていない建築物で昇降機の設置を含まないものについて完了検査を受けようとする場合

改正前		改正後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 22,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 41,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 44,000円

(ウ) 中間検査を受けた建築物で昇降機の設置を含まないものについて完了検査を受けようとする場合

改正前		改正後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 21,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 40,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 43,000円

(エ) 中間検査を受けようとする場合

改正前		改正後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 20,000円	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 38,500円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知 1件につき 39,800円

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、同年7月1日から施行する。

第39号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、企業局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 配偶者に係る扶養手当を廃止すること。

(2) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務をした場合に係る手当の支給対象時間帯の拡大

改正前	改正後
平日午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	平日午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合

(3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(4) 扶養手当及び地域手当に関する経過措置

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当及び令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に規定する額を基準として管理者が定めるものとする。

(5) その他規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

飯梨川工業用水道事業の適正な運営を行うため、県が使用者から徴収する料金の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

飯梨川工業用水道の料金の額の改定

区分	改正前（1立方メートル当たり）	改正後（1立方メートル当たり）
基本料金	17円50銭	25円
特定料金	17円50銭	25円
超過料金	35円	50円

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県立自然公園条例の一部を改正する条例

1 提案理由

自然公園法の改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

ア 利用拠点の質の向上のための協議会の設置

県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、県立自然公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

イ 利用拠点整備改善計画の認定

アの協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができること。

ウ 県立自然公園事業に関する特例等

認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業については、県立自然公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこと。

(2) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

ア 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置

県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進

に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

イ 自然体験活動促進計画の認定

アの協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができること。

ウ 認定を受けた自然体験活動促進計画に関する特例

認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業については、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこと。

(3) 利用のための規制の強化

県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加すること。

(4) 県立自然公園の管理等に関する規定の整備

ア 県及び市町村は、県内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めること。

イ 県立自然公園の特別地域における許可を要する行為に係る罰則を引き上げること。

ウ 利用拠点整備改善計画及び自然体験活動促進計画に係る虚偽報告等に罰則を設けること。

エ 刑法の改正による規定の整理

オ その他規定の整備

(5) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

引用する条項の整理

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、2の(3)並びに(4)のイ及びウについては同年7月1日から、2の(4)のエについては同年6月1日から施行する。

第42号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

栄養士法の改正による管理栄養士の受験資格の見直しに伴う次に掲げる条例の規定の整備

- (1) 島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (4) 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (7) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

- (11) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (12) 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (14) 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (15) 島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第43号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内へき地医療体制の充実を図るため、医学生地域医療奨学金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 医学生地域医療奨学金に係る返還免除の規定の追加

ア 貸付金の種類

自治医科大学医学部に在学する者のうち同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者（同部の第2次募集の出願地に他の都道府県を選択し、入学した者を除く。）で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

自治医科大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（医学部に在学していた者のうち同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者であって、その課程を修了した者に限る。）が、国家試験に合格した日の属する月の翌月から直ちに、指定医療機関において貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事した（特定地域医療機関においてその期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。）とき（同部を卒業した医師同士の婚姻に係る措置として、島根県が他の都道府県と勤務配置等に関する協定を締結した場合で知事が別に定める機関において業務に従事したときは、指

- 定医療機関において業務に従事したものとみなす。)。 債務の全部
- (2) (1)に伴う規定の整理
- 3 施行期日
令和7年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 1 提案理由
児童福祉法の改正に伴い、児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
次に掲げる一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めること。
- (1) 配置する職員及びその員数
 - (2) 居室の面積
 - (3) 居室の定員
 - (4) 入所する児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - (5) その他設備及び運営に関する基準
- 3 施行期日
令和7年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
こども基本法の制定に伴い、島根県子ども・子育て支援推進会議について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 島根県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく審議会その他の合議制の機

関並びにこども基本法の規定に基づく協議会とすること。

(2) 推進会議は、委員30人以内で組織すること。

(3) 委員は、子ども・子育て支援又はこども施策に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命すること。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第46号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の職員及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間を2年間延長すること。

(2) 栄養士法の改正による管理栄養士の受験資格の見直しに伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第47号議案

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、水

道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 布設工事監督者の資格要件の見直し

ア 大学（短期大学を除く。以下同じ。）卒業の場合は、次に掲げる者とする。

㊦ 大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、そのうち1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

㊧ 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事し、そのうち2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校（以下「短期大学等」という。）卒業又は修了の場合は、次に掲げる者とする。

㊦ 短期大学等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業又は修了した後、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事し、そのうち2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

㊧ 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業又は修了した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事し、そのうち3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校（以下「高等学校等」という。）卒業の場合は、次に掲げる者とする。

㊦ 高等学校等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事し、そのうち3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

㊧ 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事し、そのうち4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

験を有する者

エ 技術上の実務経験を有する場合は、10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、そのうち5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。

(2) 水道技術管理者の資格要件の見直し

ア 大学卒業の場合は、次に掲げる者とする。

㊦ 大学において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

㊧ 大学において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 短期大学等卒業又は修了の場合は、次に掲げる者とする。

㊦ 短期大学等において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業又は修了した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

㊧ 短期大学等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業又は修了した後、6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 高等学校等卒業の場合は、次に掲げる者とする。

㊦ 高等学校等において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

㊧ 高等学校等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第48号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立中央病院における病床数の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 新興感染症エリアの整備及び精神病床室の個室化に伴う病床数の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
一般病床	522	520
精神病床	40	36

(2) 作業療法室の整備に伴う病床数の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
精神病床	36	28

3 施行期日

2の(1)については令和7年4月1日から、2の(2)については同年6月1日から施行する。

第49号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、病院局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 配偶者に係る扶養手当を廃止すること。

(2) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務をした場合に係る手当の支給対象時間帯の拡大

改 正 前	改 正 後
平日午前0時から午前5時まで	平日午後10時から午前5時まで

の間であって正規の勤務時間以外
の時間に勤務した場合

の間であって正規の勤務時間以外
の時間に勤務をした場合

(3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に地域手当（医師及び歯科医師に対して支給するものに限る。）、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(4) 扶養手当に関する経過措置

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に規定する額を基準として管理者が定めるものとする。

(5) その他規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。